



令和4年8月9日

島根労働局長
宮口 真二 殿

島根地方最低賃金審議会
会長 富田 眞智子

印

島根県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月6日付け島労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので、島根地方最低賃金審議会付帯決議を付し答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の島根県最低賃金（時間額792円）は令和2年度の島根県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

島根県最低賃金

- 1 適用する地域
島根県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 857円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

島根地方最低賃金審議会附帯決議

1. 社会保険料負担を企業規模に応じた累進性に変更の上、中小零細企業の負担を軽減すること。
2. 島根地方最低賃金審議会の審議を鑑み、全国規模（47都道府県公労使委員代表参加）で「地方最低賃金審議会の在り方検討会」を開催すること。
3. 下請け・孫請け等、商取引において、立場の弱くなりがちな中小零細企業が、原材料や燃料・人件費等高騰を適正に価格転嫁出来るよう対策を講じること。
4. 中小零細企業等、経営基盤の脆弱な企業や新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている企業、産業へ支援措置の強化を行うこと。

島根県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 島根県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発 効 日 令和2年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の
島根県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額
（90,086円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると島根県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$792 \text{ 円 (島根県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 112,460 \text{ 円}$$